

特定健康診査（特定健診）について

40歳から75歳未満の被保険者の方に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。

- ・対象者 40歳から75歳未満の被保険者の方で、令和2年3月31日までに当組合に加入し受診日にも被保険者の方
- ・費用 無料（当組合で負担します。）
- ・受診場所 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び静岡県の
地区医師会加入の医療機関（※全の医療機関ではではありませんのでご注意ください）
- ・受診方法 受診方法及び実施時期はお住まいの地域（区市町村）により異なります。
一般的な受診方法は以下のとおりです。
 - ①特定健診を希望する病院・診療所に、特定健康診査を行うか否か、行うとした場合の実施の期間を確認して受診日を予約してください。
 - ②受診日に、当組合からお送りした受診券と被保険者証（保険証）を病院・診療所に提出して受診してください。
 - ③特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方は、生活改善のために特定保健指導を受けていただくことになります。
- ・有効期限 令和3年3月31日まで
※契約している地区医師会により特定健康診査の実施期間が異なります。
受診する場合は事前に受診を希望する医療機関に確認してください。
- ・受診券送付時期 対象者全員に令和2年5月中旬に送付しました。
- ・留意事項 **特定健康診査を受診した場合は、人間ドックの補助金、一般健康診断（個別、集合）補助金は受けられません。**
- ・その他 令和2年4月1日以降に当組合に加入された被保険者は対象外となります。
年度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日までに受診してください。
組合では医療機関の紹介を行っておりませんのでご了承願います。なお、実施している医療機関については、Webでの調べ方を組合報第201号に掲載しています。

受診券の受診期間の変更について

- ・令和2年度の受診券の有効期間は令和2年5月1日～令和3年3月31日です。
- ・令和3年度の受診券の有効期間は令和3年5月1日～**令和3年12月31日**となります。
令和3年度は受診期間が短くなりますのでご注意ください。